

## 第5回 Library+「著作権って? —教育・研究編—」質疑応答

Q 授業のノートをもとめて冊子にする場合、学生の著作権処理はどのようにすれば良いか?

A 授業の板書をまる写ししたものではない限り、授業ノートも学生の著作物になる。まとめて冊子にする場合には、どのように利用するのかを事前に通知するのが良い。

また、その際には個人名を隠す等の配慮が必要。

Q 授業の配布資料(図表使用)について、スライドが見つらい(進み具合が速い、写りが悪い等による)場合、WebClass 上へアップして確認させているのは大丈夫か?

A 使用している図表が他者の作成したものであればアップできない。

どうしても必要がある場合は、後で教員が印刷して配布するしかないと思われるが、以前配布したものと併せて1人に2部配布することになり、「必要な範囲」とは言えなくなるおそれがある。

スライド作成の時点で鮮明なものを用意する等の配慮が必要。

Q 著作権者が亡くなっている(または出版社が倒産している)場合、許諾はどのようにして取るのか?

A 亡くなっている場合でも、(財産権としての)著作権は相続の対象となるため権利の保有者に連絡することになる。倒産の場合も債権者等が著作権を継承している可能性がある。個人の場合も法人の場合も、誰も継承しなかった場合には著作権は消滅する。

Q 予習のために、講義の配布予定資料(図表使用)をWebClassに事前掲載し「目を通しておきましょう」学生に指示しているが、大丈夫か?

A 「講義」ではないので、掲載すべきではない(「授業の範囲」ではない)。

資料そのものが許諾を得ているならば掲載は可能。

(終了後、内丸で受けた質問↓)

Q 試験問題に教科書の一部を引用できるか? 典拠を書くと、問題作成情報を知られる可能性がある。

A 入学試験や資格試験の問題(含むインターネット)は秘匿性が高いと判断されるので、事前に著作権者の承諾を得ずに利用出来るとされている。業者テストや営利目的の模擬試験、プレテストなどはそれにあらず、事後に著作権者に対し補償金の支払が規定されている。(著作権法 36 条 試験問題としての複製等)